

地上デジタル放送移行まであと1年

# 地上デジタル放送についての説明・相談会を開催します!



2011年7月完了  
地デジ化

Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.  
©日本放送協会2009

## 地上デジタル放送移行の準備はお早めに!

### 地上デジタル放送への準備はお済みですか?

現在のテレビ放送（地上アナログ放送）は、1年後の平成23（2011）年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に移行します。地上デジタル放送に移行すると、これまでのアナログテレビではテレビ放送を見ることができなくなります。

そのため、だれもが地上デジタル放送をご覧いただけるように、またために総務省愛知県テレビ受信者支援センター（愛称：デジサポ愛知）と連携し、役場で説明・相談会を開催します。

まだ地上デジタル放送をご覧になっていない人は、早めに準備しましょう。

今回の説明・相談会は、総務省が開催する無料の説明・相談会です。機器の販売や契約の勧誘などは一切ありません。

説明・相談会では地上デジタル放送を受信するために必要な情報を提供することにも、

★地上デジタル放送を受信するためにはどのような点に注意する必要があるのか？

★地上デジタル放送を見ることのできるようにするのにはいくらかかるのか？

★今のアナログテレビをそのまま使っているにはどのような点に注意する必要があるのか？

### ●説明・相談会

とき	7月26日（月）～30日（金） 午前10時～正午 午後1時～5時
会場	役場1階ロビー
備考	予約不要ですので、ご都合の良い時間にお越しください。 なお、27日（火）、29日（木）の午前10時～11時と午後2時～午後3時には地上デジタル説明会を開催します。

問合せ デジサポ愛知 ☎052-308-3930



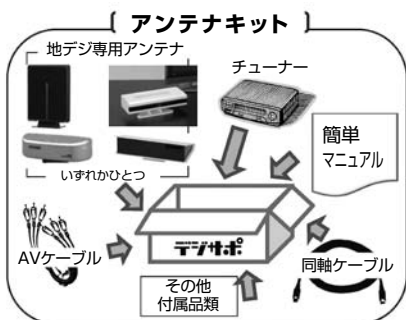
★アンテナは交換しなければならぬのか？  
など、ご自宅で地上デジタル放送を受信するための具体的な質問にお答えします。また、会場にはデジタルテレビ、デジタルチューナー、リモコン、UHFアンテナなどを展示し、実際に機器に触れ体験できます。  
戸建住宅、共同住宅にお住まいの人および借家、共同住宅の経営をされている人で地デジに関することにおいて不安のある人は、この機会にぜひともお越しください。

### 地デジ専用アンテナキットの無料貸し出しがあります

デジサポ愛知は、戸建住宅・集合住宅世帯における地上デジタル放送の個別受信の対応促進のため、簡易アンテナによる受信可否を受信者が判断可能にする「地デジ専用アンテナキット」の無料貸し出しを行っています。

**申込方法** デジサポホームページまたはお近くの家電量販店などの店頭にある申込書に必要事項を記載の上、本人確認書類を添えて郵便またはFAXで送付してください。

**送付先** 〒150-0047 東京都渋谷区神山町16-2 2nd Floor 3階  
総務省テレビ受信者支援センター  
地デジ専用アンテナキット事務局  
FAX：03-57338-5286



問合せ 総務省愛知県テレビ受信者支援センター

☎052-308-3930

## 地上デジタル放送の普及促進のための支援

総務省では、2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、テレビ視聴者のデジタル化対応を促進するため、エコポイントの活用によるデジタルテレビの購入支援、共聴施設のデジタル化改修などの支援、ほかの電波からの混信のためにデジタル放送を良好に視聴できない場合の対策など、さまざまな支援を行っています。

### 総務省における各種支援事業

#### 1 受信機器購入などの支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送の番組を見ることができない世帯、具体的には、日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除となる世帯に対して、必要最低限の支援を行うこととしています。

必要最低限の支援とは、アナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付などです。その具体的な支援の内容としては、

- ① 簡易なチューナーの無償給付
- ② 戸建住宅でアンテナなどの改修が必要な世帯に対しては、室内アンテナの無償給付またはアンテナなどの改修
- ③ 共同受信施設を利用し、施設の改修が必要な場合は、改修経費のうち、支援対象世帯が負担する金額

に相当する額を給付

④ ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う一時的な改修費に相当する額（初期経費）の給付などを行う予定です。

#### 2 ビル影などによる受信障害に対する「受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援」

- ・ 既存施設の改修の場合↓  
補助率 最大1/2
- ・ ケーブルテレビに移行する場合↓  
補助率 最大1/2
- （※毎月の利用料金は補助の対象外）  
・ 施設の新設の場合↓  
補助率 最大2/3

#### 3 共同住宅共聴施設のデジタル化改修の支援（世帯当たりの経費が3・5万円超）

- ・ 既存施設の改修の場合↓  
補助率 最大1/2
- ・ ケーブルテレビに移行するための棟内改修する場合↓  
補助率 最大1/2
- （※毎月の利用料金は補助の対象外）

### 地デジに関する詐欺や悪質商法にご注意ください！

テレビ放送が、地上デジタル放送へ移行するにあたって、テレビ調査員や工事業者と名乗って不正請求を行ったり、郵便による「振り込め詐欺（架空請求）」を行ったりする例が起きています。

地上波デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品やサービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

#### ● アンテナ工事などをかたる事案

アンテナ工事業者などを装い家庭を訪問し、前金を受け取り工事を実施しないもの。

**注意** 頼んでもいないのにアンテナ工事業者と名乗る者が訪ねて来た時には、十分注意してください。

#### ● 振り込め詐欺事案

公的機関を装い、郵便などでピラやハガキなどにより、地デジ対応の申込代金などを指定口座に振り込ませようとするもの。

**注意** 総務省やデジサポから代金を請求するようなことはありません。

#### ● 電話での勧誘事案

電話で国や放送事業者などをかたり、工事の勧誘や工事代金の振り込みの要求などを行うもの。

**注意** 国や放送事業者から代金を請求することはありません。

### 地上デジタル放送推進に係る各種問合せ先

★地デジ全般  
総務省地デジコールセンター  
☎0570-0770101  
平日：午前9時～午後9時  
土日祝：午前9時～午後6時

#### ★受信機器購入などの支援

総務省地デジチューナー支援実施センター  
☎0570-0331840  
平日：午前9時～午後9時  
土日祝：午前9時～午後6時

#### ★地デジ・地デジ詐欺

総務省東海総合通信局デジタル放送受信者支援室  
☎052-09718292  
平日：午前8時30分～午後5時15分

★受信障害対策共聴施設のデジタル化  
★集合住宅共聴施設のデジタル化  
★デジサポ法律家相談  
総務省愛知県テレビ受信者支援センター  
☎052-33083930  
平日：午前9時～午後6時

#### ★中部電力共聴施設

中電地デジ相談センター  
☎0120-9771287  
平日：午前9時～午後6時

#### ★ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信

三河湾ネットワーク株式会社  
☎0120-794934  
年中無休 午前9時～午後6時

#### 問合せ 企画政策課情報G

（内線343）



©日本民間放送連盟 2009



未来をつくる  
あなたの一票大切に

# 幸田町長選挙 幸田町議会議員補欠選挙 投票日 8月22日(日)

◆ 貴重な一票を大切に! あなたの一票で、未来が変わる! ◆



すべての投票所で敷地内全面禁煙とします。

選挙は、有権者の皆さんが直接政治に参加する大切な機会です。候補者の政策を、よく見て、よく聞いて、よく考えて投票票しましょう。

## 選挙日程について

投票 8月22日(日)

午前7時～午後8時

開票 8月22日(日) 午後9時～

幸田町中央公民館 ホール

## 期日前投票について

投票日に仕事や旅行などの予定がある場合など、一定の事由に該当すれば、左記の期間に投票することができます。

期間 8月18日(水)～8月21日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 幸田町中央公民館 ホール

第5 中央小学校多目的スペース  
横落

期日前投票所  
幸田町中央公民館

第6 荻谷小学校体育館  
荻・芦谷・幸田・桜坂

第1 坂崎小学校特別教室棟  
長嶺・久保田・坂崎

第7 深溝小学校体育館  
里・市場・海谷・逆川

第2 幸田小学校体育館  
大草・高力

第8 高齢者ふれあいプラザ  
六栗・上六栗・桐山

第3 わしだ保育園  
鷺田・新田

第9 豊坂小学校体育館  
野場・永野・須美

第4 菱池保育園  
岩堀



投票は午後8時まで

## 投票のできる人

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

### ① 年齢要件

平成2年8月23日までに生まれた人

### ② 住所要件

平成22年5月16日までに住民票が作成され、または幸田町に転入の届け出し、引き続き幸田町の住民基本台帳に登録されている人(投票日前日に転出された人は、投票できません。)

## 投票所入場券を持って

投票所入場券は、投票日まで大切に保管し、入場券に記載されている投票所に、当日持参してください。もし、入場券を紛失してしまったら、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

体育館工事などに伴い、第5投票所および第8投票所の**投票場所**が**変更**になりました。

詳細図  
第8 高齢者ふれあいプラザ

詳細図  
第5 中央小学校多目的スペース

明るい選挙を実現するための


# 寄附禁止のルール

 お中元・お歳暮	 お祭りへの寄附・差入れ	 秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝や香典
 落成式・開店祝の花輪や御祝など	<b>贈らない! 求めない! 受け取らない!</b>	 町内会の催物や旅行会などへの寸志・飲食物の差入れ
 葬式の花輪・供花	 病気見舞い	 入学祝・卒業祝

**政治家の寄附は禁止  
有権者が寄附を  
求めることも禁止です。**

こんなものが寄附禁止の対象になります！

**NO!**



政治家は選挙区内の人々に税金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。  
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

※ここで言う政治家とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人も含みます。

## 政治家の寄附の禁止

政治家は、選挙区内にある人に対して寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されており罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対するものおよび自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています。

なお、政治家が親族や秘書などの名義で自分が寄附をしたり、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。

## 政治家に対する寄附の要求の禁止

政治家に対し寄附をしようとするに勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威圧して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をしようとする罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威圧して求めること罰則の対象となります。

## 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある人に対して、花輪、供花、香典、祝儀のほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期や名義のいかんを問わず罰則の対象となります。

## 有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料広告を出すことは禁止されています。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

こんなときは？

## Q&A

Q 政治家が、家族や秘書の名義で寄附することはできますか？	A ほかの人の名義であっても、政治家が寄附することはできません。
Q 町内会の役員が、町内会の人たちに対し祭りの寄附を集めることとしました。住民の中には政治家もいるのですが、寄附を求めてもよいですか？	A 町内会に対しては、寄附を求めることはできません。
Q 政治家本人が結婚披露宴や葬式の会場に出席し、結婚祝や香典を出すことはできますか？	A 政治家本人が出席し、その場で結婚祝や香典を出すことはできます。しかし、事前に届けたり、代理人を出席させて出すことはできません。
Q 政治家が町内の野球大会で、優勝者の持ち回りとするカップを貸すことはできますか？	A 物を貸すことも、利益を与えることとなるため、寄附にあたりできません。



問合せ 幸田町選挙管理委員会  
(総務防災課内) 内線3333